

議案第 8 号

狭山市こども医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市こども医療費支給条例（昭和 48 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 令和 5 年度に狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和 49 年条例第 2 号）による医療費の支給の対象となる者に係る改正後の第 2 条第 1 号の規定の適用については、同号中「18 歳」とあるのは、「15 歳」とする。

（狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正）

4 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「15 歳」を「18 歳」に改める。

（狭山市心身障害者医療費支給条例の一部改正）

5 狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「狭山市こども医療費支給条例（昭和 48 年条例第 22 号）第 3 条に規定する対象児に該当する」を「18 歳に達した日の属する年度の末日までにある」に改める。

令和5年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

子育て支援施策の充実を図るため、こども医療費の支給対象を18歳に達した日の属する年度の末日までに拡大したいので、この案を提出するものである。